

事務連絡  
令和8年5月19日

各都道府県建設業協会  
専務理事・事務局長 殿

一般社団法人 全国建設業協会  
専務理事 山崎 篤男  
〔公印省略〕

「定期健康診断等及び特定健康診査等の実施に係る事業者と保険者の連携・協力事項について」の一部改正について

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、このたび、厚生労働省労働基準局長並びに保険局長の連名により、本会に対し、別添のとおり、「今後の労働安全衛生対策について（建議）」（令和7年1月17日労審発第1650号）及び労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和8年厚生労働省令第89号）等を踏まえた「定期健康診断等及び特定健康診査等の実施に関する協力依頼について」（令和2年12月23日付け基発1223第5号・保発1223第1号。以下「通知」という。）別紙について、新旧対照表のとおり改正する旨の周知依頼がありました。

つきましては、引き続き事業者と保険者とが連携して労働者の健康管理等の取組が進みますよう、貴協会におかれましても、会員企業の皆様に周知方よろしくお願いいたします。

以上

（担当：労働部 山崎（直）、浜崎）